

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第六号委任事務の欄5中「又は施行令第三十八条において準用する施行令第九条第一項若しくは第二項」を「、施行令第三十八条において準用する施行令第九条第一項若しくは第二項又は施行令附則第七条第五項」に改め、同欄6中「又は第三十七条第五項」を「、第三十七条第五項、施行令附則第七条第六項又は施行令附則第八条第二項において準用する施行令附則第七条第六項」に改め、同欄9中「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十七条ただし書、施行令附則第七条第九項において準用する施行令第十七条ただし書又は施行令附則第八条第三項において準用する施行令第十七条ただし書」に改め、同欄10中「第十九条、」及び「第十九条又は」を「第十九条第一項、」に、「第十九条の」を「第十九条第一項、施行令附則第七条第七項、施行令附則第七条第九項において準用する施行令第十九条第一項、施行令附則第八条第二項において準用する施行令附則第七条第七項又は施行令附則第八条第三項において準用する施行令第十九条第一項の」に改め、同号専決事項の欄2中「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十六条」を「、施行令第三十八条において準用する施行令第十六条、施行令附則第七条第九項において準用する施行令第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は施行令附則第八条第三項において準用する施行令第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。